

公選制による会長予定者選出について

次期第37期会長の公選制による会長予定者選出について、以下のとおりご案内申し上げます。
会長選挙での、より多くの正会員の皆様からの投票をお願い申し上げます。

1. 概要

- ①次期会長候補者は、原則3名以内とし、推薦人（20名以上の本会会員）または本会支部のいずれかにより推薦された本会正会員の中から、次期役員推薦委員会が選考する。
- ②会長選挙は、正会員が選挙権を有し、ウェブあるいは郵便で投票を行い、会長予定者を選出する。
- ③会長候補者はマニフェスト（選挙公約）を作成し、これを会誌「高分子」および本会ホームページに公開する。
- ④次期副会長（4名）は、次期会長予定者が推薦し、これを次期役員選考委員会で協議して選考する。
- ⑤選挙管理委員会を設置する。委員長は会長候補者ではない会長経験者とし、会長就任時期が新しい順に就任する。

支部による会長候補者推薦締切り	7月15日
推薦人による会長候補者推薦期間	7月10日～15日
マニフェスト公開期間	9月25日～11月22日
郵便投票の投票用紙請求期間	9月25日～10月15日
郵便による投票期間	11月9日～18日
ウェブによる投票期間 (https://www.spsj.or.jp/)	11月9日～22日

2. 選考手順

【会長予定者の選考】

- ①本部に、次期役員推薦委員会を設置する。構成は、会長推薦の理事13名、支部推薦者若干名（現在12名程度）、会長経験者2名とする。現会長は委員には就任できない。
- ②推薦
 - 1) 各支部に、支部会長候補者推薦委員会を設置する。構成は委員長（支部長が就任）および委員2名とする。支部会長候補者推薦委員会は、会長候補2名以内を推薦する。なお推薦に当たっては、候補者の了解を得ておく。また委員長が候補者になることができる。2023年7月15日までに本部の次期役員推薦委員会に推薦者を連絡する。
 - 2) 20名の推薦人がそろえば、1名の候補者を推薦できる。推薦人は高分子学会の正会員（選挙年の4月1日時点）であり、候補者1名のみを推薦できる。候補者は、自らが推薦人になることができる。20名の推薦人のうち1名を推薦人代表者とする。推薦人代表者は当人の了解を得て推薦する。また、推薦人代表者は7月10日から15日（消印有効）までに本部の次期役員推薦委員会に推薦書を郵送する。
 - 3) 候補者は、高分子学会の正会員（選挙年4月1日時点）であることとする。
- ③事務局長は候補者のリストを作成する。
- ④第1回次期役員推薦委員会：（原則として7月20日～8月10日の間）
 - 1) 候補者リストを作成し、3名以内の会長候補者選出方法につき協議する。原則として2) の手順により選考する。
 - 2) (1) 3名連記の投票（一次投票）により、得票数上位の6名を一次当選者とする。なお同得票数のために候補者が6名を超える場合は全員候補者とする。
 - (2) 一次当選者について3名連記で投票（二次投票）し、得票数上位3名を会長候補者とする。なお必要なら単記投票により順位を決める。
 - (3) 最初から一次当選者が3名に満たない場合には全員会長候補者とする。
- ⑤選挙管理委員会を設置する。委員長は会長候補者ではない会長経験者とし、会長就任時期が新しい順に就任する。
- ⑥被推薦会長候補者3名は、マニフェスト（800字以内）を作成し選挙管理委員長に提出する（9月1日～15日まで）。マニフェストは会誌「高分子」11月号とホームページで公開する（公開期間9月25日～11月22日）。公開後は、マニフェストの訂正は不可とする。
- ⑦9月25日から10月15日を郵便投票の投票用紙請求期間とする。
- ⑧ウェブから正会員（選挙年の4月1日時点）が投票を実施する（投票期間11月9日～22日）。郵便投票期間は11月9日から11月18日（消印有効）までとする。

⑨事務局長は選挙管理委員の立会いのもと開票し、開票結果を選挙管理委員長に報告し承認を得る。選挙管理委員長は、最多得票者を次期会長予定者として、会長に報告する（複数の会長候補者が同得票数の場合は選挙管理委員会委員長のくじ引きにより決定し、会長に報告する。会長候補者1名で信任投票を行った場合は、不信任投票が投票総数の10分1未満の場合を当選人として、会長に報告する）。ホームページにて次期会長予定者の氏名を公開し、「高分子」2月号に掲載する。

【副会長予定者、その他の選考】

⑩第1回次期役員選考委員会（メンバーは現職会長、現職副会長、次期会長予定者、常務理事の6～7名で構成）で次期副会長、理事、監事候補者の案と理事の役割分担案を作成する（2024年1月15日頃）

・次期副会長予定者（4名）は、

（1）次期会長予定者は案を次期役員選考委員会へ提出し、委員会で協議して決める。

（2）次期会長予定者と次期副会長予定者の中に少なくとも1名の企業関係者を入れる。

⑪第2回次期役員推薦委員会（書面委員会）

・次期役員選考委員会作成の原案を審議する（2月内）

・委員長は結果を会長に報告する（3月初旬）

⑫執行役会、理事会へ報告する（3月上旬）

⑬内意伺いを実施（書面）する（4月中旬まで）

⑭内意伺い結果を執行役会に報告する（5月中旬）

⑮理事会の承認を得る（5月中旬）

⑯総会での承認を得る（6月）

⑰総会後の理事会で会長その他選任（6月）